



# 最終保障供給約款変更届出書

令和5年12月21日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 最終保障供給約款変更届出書

北ネ企第29号  
令和5年12月21日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 細野 一 広

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実施期日	令和6年1月1日

別紙

# 電気最終保障供給約款

令和6年1月1日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

# 目 次

<b>I 総 則</b>	
1 適 用 .....	1
2 最終保障供給約款の届出および変更 .....	1
3 定 義 .....	1
4 単位および端数処理 .....	3
5 実 施 細 目 .....	4
<b>II 契約の申込み</b>	
6 需給契約の申込み .....	5
7 需給契約の成立および契約期間 .....	6
8 需 要 場 所 .....	6
9 需給契約の単位 .....	6
10 供 給 の 開 始 .....	6
11 供 給 の 単 位 .....	6
12 承 諾 の 限 界 .....	6
13 需給契約書の作成 .....	7
<b>III 契約種別および料金</b>	
14 契 約 種 別 .....	8
15 最終保障電力A .....	8
16 最終保障電力B .....	10
17 最終保障予備電力 .....	12
<b>IV 料金の算定および支払い</b>	
18 料金の適用開始の時期 .....	14
19 検 針 日 .....	14
20 料金の算定期間 .....	14
21 使用電力量等の算定 .....	14
22 料 金 の 算 定 .....	15
23 日 割 計 算 .....	15

24	料金の支払義務および支払期日	16
25	料金等のお知らせおよび請求	17
26	料金その他の支払方法	17
27	延滞利息	18
28	保証金	18

## V 使用および供給

29	適正契約の保持	20
30	契約超過金	20
31	力率の保持	20
32	需要場所への立入りによる業務の実施	20
33	電気の使用にともなうお客さまの協力	21
34	供給の停止	22
35	供給停止の解除	22
36	供給停止期間中の料金	23
37	違約金	23
38	供給の中止または使用の制限もしくは中止	23
39	損害賠償の免責	23
40	設備の賠償	24

## VI 契約の変更および終了

41	需給契約の変更	25
42	名義の変更	25
43	需給契約の廃止	25
44	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算	25
45	解約等	26
46	需給契約消滅後の債権債務関係	27

## VII 供給方法, 工事および工事費の負担

47	供給方法, 工事および施設	28
48	工事費負担金等の申受けおよび精算	28
49	工事費等に関する契約書の作成	29

Ⅷ	保	安														
50	保	安	の	責	任	.....	30									
51	保	安	等	に	対	す	る	お	客	さ	ま	の	協	力	.....	30
附	則	.....	31													
別	表	.....	35													



# I 総 則

## 1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

北 海 道

## 2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

## 3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧  
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧  
標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (4) 電 灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。



(6) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付けの記録型計量器により計量される値をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(11) 平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

(12) スポット市場価格

卸電力取引所の翌日取引において、売買取引に係る電力の受渡しに係る送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が当社の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格算定期間を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 加重平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

#### 4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 5 実 施 細 目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。

ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

## 7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、当社が需給契約の申込みを承諾したときとは、当社が申込みを承諾する旨の書面をお客さまに発送した日またはその旨の通知を電子メールを送信する方法等によりお客さまに発信した日とし、これによりがたい場合には、13（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。

(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は1年をこえないものといたします。

## 8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

## 9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

## 10 供 給 の 開 始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 11 供 給 の 単 位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

## 12 承 諾 の 限 界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情、料金およびこの最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債

務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

### 13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 最終保障電力A
- (2) 最終保障電力B
- (3) 最終保障予備電力

#### 15 最終保障電力A

##### (1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望される場合は、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める接続送電サービス契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワット に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	3,057 円 12 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	3,029 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	3,016 円 20 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	35 円 59 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 48 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 41 銭



## ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 16 最終保障電力B

### (1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送約款等に定める接続送電サービス契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
契約電力 2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表 2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表 2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	3,281 円 52 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	3,108 円 60 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	3,095 円 40 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	33 円 44 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 34 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 28 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

## 17 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表2（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表2（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表2（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調

整額を加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

契約電力 1キロワット につき	予備線	高圧で常時供給を受ける場合	112円20銭
		特別高圧で常時供給を受ける場合	125円40銭
	予備電源	高圧で常時供給を受ける場合	132円00銭
		特別高圧で常時供給を受ける場合	158円40銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

#### ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

#### (4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めと  
ならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給  
開始日から適用いたします。

### 19 検 針 日

- (1) 検針日は、原則として毎月1日といたします。ただし、当社または当該配電事業者は、  
次の場合には、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾を  
えるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (2) (1)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行な  
ったものといたします。
- (3) (1)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社  
があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

### 20 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量計  
の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当  
月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、  
電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直  
後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたしま  
す。

### 21 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給  
電力量とし、最大需要電力は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る最大需要  
電力等といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、(2)および(5)の場合を除き、30分ごと

の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 19（検針日）(3)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、使用電力量等を 25（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する当社または当該配電事業者が定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 23 日割計算

- (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。
  - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
  - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

## 24 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- イ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ロ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ハ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ホ その他の理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客様に通知した場合

- (4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支

払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(3)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

## 25 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。

イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。

ロ 料金を26（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

## 26 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定し



た金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 19(検針日)(2)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

## 27 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## 28 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降 60 日以内の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

## V 使用および供給

### 29 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その電気を使用された月の料金とあわせて支払っていただきます。

### 31 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。  
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。  
なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

### 32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 51（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止）、43（需給契約の廃止）(1)または45（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 33 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設もしくは変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

### 34 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

### 35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、

当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

### 36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

### 37 違 約 金

- (1) お客さまが34（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

### 38 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

### 39 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または45（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 40 設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## VI 契約の変更および終了

### 41 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### 42 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

### 43 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、45（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 44 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。



- (1) 需給契約が消滅する場合で、当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用される期間が1年に満たないときには、次の金額を申し受けます。
- イ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額
  - ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合で、当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設し、お客さまがその供給設備を利用される期間が1年に満たないときには、供給設備の利用における契約電力の減少に見合う部分について、次の金額を申し受けます。
- イ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額
  - ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額
- (3) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合、かつ、契約電力の減少にともない供給電圧を変更するときには、(2)にかかわらず、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について次の金額を申し受けます。
- イ 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額
  - ロ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

#### 45 解 約 等

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、43（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうちに、その需要場所から移

転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

#### 46 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## Ⅶ 供給方法, 工事および工事費の負担

### 47 供給方法, 工事および施設

- (1) 電気の需給地点は, 当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は, 託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより, 契約者の負担で施設し, または取り付けることとされている設備等については, 原則として, お客さまの所有とし, お客さまの負担で施設し, または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合, (3)にかかわらず, 当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより, 当社の負担で施設し, または取り付けることとされている設備等については, 原則として, お客さまの所有とし, お客さまの負担で施設し, または取り付けていただきます。

### 48 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は, 当社の託送約款等に定めるところにより, お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金, 臨時工事費, 実費または実費相当額(以下「工事費負担金等」といいます。)を算定し, その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより, 工事費負担金等の精算を行なう場合は, 工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は, 当社は, 当社の託送約款等に定めるところにより, 要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は, (1), (2)および(3)にかかわらず, 次のとおりといたします。
  - イ 当社が, 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより, お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は, 当社は, その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
  - ロ 当社が, 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより, 工事完成後, 工事費負担金等の精算を受けた場合は, 当社は, 工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

#### 49 工事費等に関する契約書の作成

当社は、工事着手前に、工事費等に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

## Ⅷ 保 安

### 50 保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

### 51 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は，必要に応じて供給開始に先立ち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

## 附 則

### 1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、令和6年1月1日から実施いたします。

### 2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、21（使用電力量等の算定）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

### 3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、交流単相2線式標準電圧6,000ボルトまたは交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、交流3相3線式標準電圧3,000ボルトおよび交流単相2線式標準電圧6,000ボルトで供給するときには高圧で電気の供給を受ける場合に、また、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給するときには標準電圧30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

### 4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合等の料金の算定期間は、20（料金の算定期間）にかかわらず、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、20〔料金の算定期間〕によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の使用電力量および最大需要電力は、21 (使用電力量等の算定) にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

なお、やむをえない事情のある場合で、当社があらかじめお知らせした日以外の日  
に検針を行なったとき、または特別の事情がある場合で各月ごとに検針を行なわな  
いときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、託送約款等に定めるところによ  
り、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日  
における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日  
における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を  
示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最大需要電力計に  
より計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の 2 分  
の 1 の値を単位といたします。

ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ 当社は、検針の結果を 25 (料金等のお知らせおよび請求) に定める方法により、お  
客さまにお知らせいたします。

へ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要  
電力は、トの場合を除き、次によります。

(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに  
イに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した 30 分最大需  
要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といた  
します。

ト お客さまが不在等のため検針できなかった場合または計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、この場合の料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。

- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の料金は、22（料金の算定）(1)にかかわらず、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ (1)の場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(3)イ、ロまたはハのときは、23（日割計算）にかかわらず、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(5)イにより算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(5)ロにより算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

- (5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、別表 4（日割計算の基本算式）

(1)ロ(イ)または(ロ)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) (3)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) (3)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。



ロ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) (3)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) (3)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

## 5 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置

別表2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量期間または検針期間等〔以下「計量期間等」といいます。〕の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー

ギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2 市場価格調整

### (1) 市場価格調整額の算定

#### イ 平均市場価格

1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 損失率

当社の託送約款等に定める値といたします。

#### ハ 託送料金率

##### (イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

##### (ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

#### ニ 補正後平均市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。）} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

#### ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円57銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2円35銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1円95銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1円92銭

b 最終保障電力B

1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1円98銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1円76銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1円74銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円57銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月1日から3月31日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月1日から4月30日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)

#### ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率に別表3（燃料費等調整）(1)イによって算定された燃料費等調整単価を差し引いたものまたは加えたものといたします。

#### (3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

### 3 燃料費等調整

#### (1) 燃料費等調整額の算定

イ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、(2)イ(ハ)により算定された燃料費調整単価、(3)イ(ハ)により算定された加重平均市場価格調整単価および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整単価により算定いたします。

ロ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、(2)イ(ホ)により算定された燃料費調整額、(3)イ(ホ)により算定された加重平均市場価格調整額および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整額により算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	89,500 円
-------------	----------

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(二) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ハ) aにより算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ハ) bにより算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高圧で電気の供給を受ける場合	18 銭 8 厘
	特別高圧で電気の供給を受ける場合	18 銭 3 厘

(3) 加重平均市場価格調整

イ 加重平均市場価格調整額の算定

(イ) 加重平均市場価格

- a 1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

また、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純

平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta = 0.6760$$

$$\varepsilon = 0.3240$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

b aによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 基準市場価格

1キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	23円94銭
--------	--------

(ハ) 加重平均市場価格調整単価

加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

$$\text{加重平均市場価格調整単価} = (\text{基準市場価格} - \text{加重平均市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$$

b 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

$$\text{加重平均市場価格調整単価} = (\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$$

(ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用

各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 加重平均市場価格調整額

加重平均市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された加



重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、加重平均市場価格調整単価が(ハ) aにより算定される場合は、加重平均市場価格調整額を差し引くものとし、加重平均市場価格調整単価が(ハ) bにより算定される場合は、加重平均市場価格調整額を加えるものいたします。

ロ 調整係数

調整係数は、次のとおりいたします。

高圧で電気の供給を受ける場合	0.229
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.223

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

離島平均燃料価格、離島基準燃料価格、離島調整上限燃料価格、離島ユニバーサルサービス調整単価および離島ユニバーサルサービス調整額ならびに離島基準単価は、当社の託送約款等に定める離島ユニバーサルサービス調整によるものいたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間 加重平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 加重平均市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(6) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、(2)イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(3)イ(イ)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、離島ユニバーサルサービス調整単価ならびに(1)イによって算定された燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

# 電気事業法施行規則第 27 条 の規定に基づく添付書類

1. 変更を必要とする理由
2. 最終保障供給約款の変更の内容および新旧対比表

## 1. 変更を必要とする理由

## 変更を必要とする理由

このたび当社は、最終保障電力Aの適用範囲に該当する高圧受電の契約および最終保障電力Bの適用範囲に該当する高圧受電の契約のうち契約電力が500kW未満のものについて、お客さまにお知らせする料金適用月を使用期間に一致させることにともない、当該内容を最終保障供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

## 2. 最終保障供給約款の変更の内容および新旧対比表

## 最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、最終保障電力Aの適用範囲に該当する高圧受電の契約および最終保障電力Bの適用範囲に該当する高圧受電の契約のうち契約電力が500kW未満のものについて、お客さまにお知らせする料金適用月を使用期間に一致させるために必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。



「電気最終保障供給約款（令和6年1月1日実施）」新旧対比表

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p data-bbox="439 577 1151 653">電気最終保障供給約款</p> <p data-bbox="578 1333 1012 1381">令和 <u>5</u>年 <u>4</u>月 1 日実施</p> <p data-bbox="418 1642 1175 1696">北海道電力ネットワーク株式会社</p>	<p data-bbox="1783 577 2496 653">電気最終保障供給約款</p> <p data-bbox="1923 1333 2356 1381">令和 <u>6</u>年 <u>1</u>月 1 日実施</p> <p data-bbox="1762 1642 2519 1696">北海道電力ネットワーク株式会社</p>

目 次

目 次

**I 総 則**

1 適 用 ..... 1

2 最終保障供給約款の届出および変更 ..... 1

3 定 義 ..... 1

4 単位および端数処理 ..... 3

5 実 施 細 目 ..... 4

**II 契約の申込み**

6 需給契約の申込み ..... 5

7 需給契約の成立および契約期間 ..... 6

8 需 要 場 所 ..... 6

9 需給契約の単位 ..... 6

10 供 給 の 開 始 ..... 6

11 供 給 の 単 位 ..... 6

12 承 諾 の 限 界 ..... 6

13 需給契約書の作成 ..... 7

**III 契約種別および料金**

14 契 約 種 別 ..... 8

15 最終保障電力A ..... 8

16 最終保障電力B ..... 10

17 最終保障予備電力 ..... 12

**IV 料金の算定および支払い**

18 料金の適用開始の時期 ..... 14

19 検 針 日 ..... 14

20 料金の算定期間 ..... 14

21 計 量 ..... 15

22 使用電力量の算定等 ..... 15

23 料 金 の 算 定 ..... 15

24 日 割 計 算 ..... 16

25 料金の支払義務および支払期日 ..... 16

26 料金その他の支払方法 ..... 17

27 延 滞 利 息 ..... 18

**I 総 則**

1 適 用 ..... 1

2 最終保障供給約款の届出および変更 ..... 1

3 定 義 ..... 1

4 単位および端数処理 ..... 3

5 実 施 細 目 ..... 4

**II 契約の申込み**

6 需給契約の申込み ..... 5

7 需給契約の成立および契約期間 ..... 6

8 需 要 場 所 ..... 6

9 需給契約の単位 ..... 6

10 供 給 の 開 始 ..... 6

11 供 給 の 単 位 ..... 6

12 承 諾 の 限 界 ..... 6

13 需給契約書の作成 ..... 7

**III 契約種別および料金**

14 契 約 種 別 ..... 8

15 最終保障電力A ..... 8

16 最終保障電力B ..... 10

17 最終保障予備電力 ..... 12

**IV 料金の算定および支払い**

18 料金の適用開始の時期 ..... 14

19 検 針 日 ..... 14

20 料金の算定期間 ..... 14

21 使用電力量等の算定 ..... 14

22 料 金 の 算 定 ..... 15

23 日 割 計 算 ..... 15

24 料金の支払義務および支払期日 ..... 16

25 料金等のお知らせおよび請求 ..... 17

26 料金その他の支払方法 ..... 17

27 延 滞 利 息 ..... 18

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
28 保証金 ..... <a href="#">19</a>	28 保証金 ..... <a href="#">18</a>
<b>V 使用および供給</b>	<b>V 使用および供給</b>
29 適正契約の保持 ..... 20	29 適正契約の保持 ..... 20
30 契約超過金 ..... 20	30 契約超過金 ..... 20
31 力率の保持 ..... 20	31 力率の保持 ..... 20
32 需要場所への立入りによる業務の実施 ..... 20	32 需要場所への立入りによる業務の実施 ..... 20
33 電気の使用にともなうお客さまの協力 ..... 21	33 電気の使用にともなうお客さまの協力 ..... 21
34 供給の停止 ..... 22	34 供給の停止 ..... 22
35 供給停止の解除 ..... 22	35 供給停止の解除 ..... 22
36 供給停止期間中の料金 ..... 23	36 供給停止期間中の料金 ..... 23
37 違約金 ..... 23	37 違約金 ..... 23
38 供給の中止または使用の制限もしくは中止 ..... 23	38 供給の中止または使用の制限もしくは中止 ..... 23
39 損害賠償の免責 ..... 23	39 損害賠償の免責 ..... 23
40 設備の賠償 ..... 24	40 設備の賠償 ..... 24
<b>VI 契約の変更および終了</b>	<b>VI 契約の変更および終了</b>
41 需給契約の変更 ..... 25	41 需給契約の変更 ..... 25
42 名義の変更 ..... 25	42 名義の変更 ..... 25
43 需給契約の廃止 ..... 25	43 需給契約の廃止 ..... 25
44 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう工事費の精算 ..... 25	44 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう工事費の精算 ..... 25
45 解約等 ..... 26	45 解約等 ..... 26
46 需給契約消滅後の債権債務関係 ..... 27	46 需給契約消滅後の債権債務関係 ..... 27
<b>VII 供給方法、工事および工事費の負担</b>	<b>VII 供給方法、工事および工事費の負担</b>
47 供給方法、工事および施設 ..... 28	47 供給方法、工事および施設 ..... 28
48 工事費負担金等の申受けおよび精算 ..... 28	48 工事費負担金等の申受けおよび精算 ..... 28
49 工事費等に関する契約書の作成 ..... 29	49 工事費等に関する契約書の作成 ..... 29
<b>VIII 保安</b>	<b>VIII 保安</b>
50 保安の責任 ..... 30	50 保安の責任 ..... 30
51 保安等に対するお客さまの協力 ..... 30	51 保安等に対するお客さまの協力 ..... 30
附 則 ..... 31	附 則 ..... 31
別 表 ..... 35	別 表 ..... 35

## IV 料金の算定および支払い

## IV 料金の算定および支払い

## 18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

## 18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

## 19 検針日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

## 19 検針日

(1) 検針日は、原則として毎月1日といたします。ただし、当社または当該配電事業者は、次の場合には、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(2) (1)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。

(3) (1)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

## 20 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 20 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

**21 計 量**

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定める記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 計量の結果は、毎月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

**22 使用電力量の算定等**

- (1) 使用電力量  
使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。  
また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合で特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 19（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

**23 料金の算定**

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。  
イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合  
ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合  
ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。  
ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

**24 日割計算**

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合の基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
- (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。  
また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から

**21 使用電力量等の算定**

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とし、最大需要電力は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る最大需要電力等といたします。  
また、料金の算定期間における使用電力量は、(2)および(5)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 19（検針日）(3)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、使用電力量等を25（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

**22 料金の算定**

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。  
イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合  
ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合  
ハ 計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する当社または当該配電事業者が定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

**23 日割計算**

- (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合、次により料金を算定いたします。  
イ 基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。  
ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。  
ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。  
また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表4（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p> <p><b>25 料金の支払義務および支払期日</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、<u>次の日に発生いたします。</u></p> <p><u>イ 検針日といたします。ただし、19（検針日）(6)の場合は、次の検針日といたします。また、22（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。</u></p> <p><u>ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</u></p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。<u>ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</u></p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>イ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>ロ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合</p> <p>ハ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>ホ その他の理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客様に通知した場合</p> <p>(4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。</p> <p>イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>ロ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>なお、(3)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる</p>	<p>適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <p>イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表4（日割計算の基本算式）(1)<u>イ</u>により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</p> <p><u>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</u></p> <p><b>24 料金の支払義務および支払期日</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、<u>当社にて料金の請求が可能となった日</u>に発生いたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>イ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>ロ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合</p> <p>ハ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>ホ その他の理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客様に通知した場合</p> <p>(4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。</p> <p>イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>ロ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。</p> <p>なお、(3)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる</p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。</p>	<p>等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。</p> <p><b>25 料金等のお知らせおよび請求</b></p> <p><u>(1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。</u></p> <p><u>(2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。</u></p> <p><u>イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。</u></p> <p><u>ロ 料金を26（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合</u></p>
<p><b>26 料金その他の支払方法</b></p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。</p> <p><u>(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</u></p> <p><u>(4) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</u></p> <p><u>(5) 当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。</u></p> <p><u>なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</u></p> <p><u>また、当社は、予納金に利息を付しません。</u></p>	<p><b>26 料金その他の支払方法</b></p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。</p> <p><u>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</u></p> <p><u>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</u></p> <p><u>(5) 19（検針日）(2)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</u></p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p><b>27 延滞利息</b></p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p><b>28 保証金</b></p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日以内の日までといたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。</p>	<p><b>27 延滞利息</b></p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p><b>28 保証金</b></p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日以内の日までといたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。</p>



## V 使用および供給

## 29 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

## 30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その電気を使用された月の料金とあわせて支払っていただきます。

## 31 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。  
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。  
なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

## 32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 51（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止）、43（需給契約の廃止）(1)または45（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

## V 使用および供給

## 29 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

## 30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その電気を使用された月の料金とあわせて支払っていただきます。

## 31 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。  
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。  
なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

## 32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 51（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止）、43（需給契約の廃止）(1)または45（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p><b>33 電気の使用にともなうお客さまの協力</b></p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設もしくは変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合  ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合  ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合  ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合  ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。</p> <p>なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p> <p><b>34 供給の停止</b></p> <p>(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合  ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合  ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合  ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合  ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。  ニ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合  ホ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>	<p><b>33 電気の使用にともなうお客さまの協力</b></p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設もしくは変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合  ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合  ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合  ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合  ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。</p> <p>なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p> <p><b>34 供給の停止</b></p> <p>(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合  ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合  ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合  ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合  ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。  ニ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合  ホ 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p><b>35 供給停止の解除</b></p> <p>34（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p> <p><b>36 供給停止期間中の料金</b></p> <p>34（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を <u>24</u>（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p> <p><b>37 違 約 金</b></p> <p>(1) お客さまが 34（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p><b>38 供給の中止または使用の制限もしくは中止</b></p> <p>(1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</p> <p><b>39 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または45（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p><b>40 設 備 の 賠 償</b></p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷</p>	<p>(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p><b>35 供給停止の解除</b></p> <p>34（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p> <p><b>36 供給停止期間中の料金</b></p> <p>34（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を <u>23</u>（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p> <p><b>37 違 約 金</b></p> <p>(1) お客さまが 34（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p> <p><b>38 供給の中止または使用の制限もしくは中止</b></p> <p>(1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</p> <p><b>39 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または45（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p><b>40 設 備 の 賠 償</b></p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷</p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能な場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p>し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能な場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和5年4月1日から実施いたします。</p> <p>2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、<u>21（計量）（1）</u>にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。</p> <p>3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、交流単相2線式標準電圧6,000ボルトまたは交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、交流3相3線式標準電圧3,000ボルトおよび交流単相2線式標準電圧6,000ボルトで供給するときには高圧で電気の供給を受ける場合に、また、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給するときには標準電圧30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p> <p>4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器等（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は<u>次によります。</u></p> <p>イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、<u>次の場合ならびに</u>へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。<u>ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、令和6年1月1日から実施いたします。</p> <p>2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、<u>21（使用電力量等の算定）（4）</u>にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。</p> <p>3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、交流単相2線式標準電圧6,000ボルトまたは交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、交流3相3線式標準電圧3,000ボルトおよび交流単相2線式標準電圧6,000ボルトで供給するときには高圧で電気の供給を受ける場合に、また、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトで供給するときには標準電圧30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p> <p>4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合<u>等の料金の算定期間は、20（料金の算定期間）にかかわらず、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、20〔料金の算定期間〕によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）</u>といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、<u>開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間</u>といたします。 (2) <u>記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の使用電力量および最大需要電力は、21（使用電力量等の算定）にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p> <p>イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、へおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。</p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>(イ) 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(ロ) 19（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 19（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして計量する場合には、<u>検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</u></p> <p>なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</p> <p>ハ 計量器の読みは、次によります。</p> <p>(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。</p> <p>(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</p> <p>ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>ホ 当社は、検針の結果を<u>すみやかに</u>お客さまにお知らせいたします。</p> <p>へ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。</p> <p>(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに<u>(1)</u>に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p><u>なお、やむをえない事情のある場合で、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったとき、または特別の事情がある場合で各月ごとに検針を行わないときの使用電力量は、計量値を確認するときに除き、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</u></p> <p>ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。</p> <p>なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</p> <p>ハ 計量器の読みは、次によります。</p> <p>(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。</p> <p>(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</p> <p>ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>ホ 当社は、検針の結果を<u>25（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により</u>、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>へ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。</p> <p>(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに<u>1</u>に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>ト <u>お客さまが不在等のため検針できなかった場合または</u>計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p><u>なお、この場合の料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。</u></p>

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>(2) <u>記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。</u></p> <p><u>イ 23（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p><u>ロ 23（料金の算定）(1)ロの場合</u> 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(3) <u>記録型計量器以外の計量器で計量する場合の平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法によって算定された値といたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、(1)イ、ハ、ニ、ヘ(イ)およびトに準ずるものといたします。</u></p> <p>5 <u>損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置</u> 別表2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。</p> <p>6 <u>この最終保障供給約款の実施にもなう切替措置</u> (1) <u>令和5年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u> (2) <u>(1)によって日割計算を行なう場合、令和5年4月1日の前後の電力量料金に適用する市場価格調整単価の算定に用いる別表2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率およびハに定める託送料金率は、附則5（損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置）にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p>	<p>(3) <u>記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の料金は、22（料金の算定）(1)にかかわらず、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</u> <u>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</u> <u>ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u> <u>ハ (1)の場合で検針期間等の日数とその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p> <p>(4) <u>記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(3)イ、ロまたはハのときは、23（日割計算）にかかわらず、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。</u> <u>イ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(5)イにより算定いたします。</u> <u>ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(5)ロにより算定いたします。</u> <u>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</u> <u>ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</u></p> <p>(5) <u>記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロ(イ)または(ロ)にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</u> <u>(イ) (3)イまたはハの場合</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 <u>(ロ) (3)ロの場合</u> 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p><u>ロ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</u> <u>(イ) (3)イまたはハの場合</u> 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 <u>(ロ) (3)ロの場合</u> 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>5 <u>損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置</u> 別表2（市場価格調整）(1)ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。</p>

変更前（令和5年4月1日実施）

変更後（令和6年1月1日実施）

- イ 令和5年3月の検針日から令和5年3月31日まで  
市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といたします。
- ロ 令和5年4月1日から令和5年4月の検針日の前日まで  
令和5年4月1日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といたします。



## 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

## (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）等によりお知らせいたします。

## (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

## (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再

## 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

## (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

## (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。

## (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量期間または検針期間等〔以下「計量期間等」といいます。〕の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p><u>(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</u></p> <p><u>(ハ) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。</u></p> <p><b>2 市場価格調整</b></p> <p>(1) 市場価格調整額の算定</p> <p>イ 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 損失率</p> <p>当社の託送約款等に定める値といたします。</p> <p>ハ 託送料金率</p> <p>(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。</p> <p>(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。</p> <p>ニ 補正後平均市場価格</p> <p>1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> $\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの）}}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$ <p>といたします。）</p> <p>ホ 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円57銭を下回る場合</p> <p>市場価格調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>a 最終保障電力A</p>	<p>といたします。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p><b>2 市場価格調整</b></p> <p>(1) 市場価格調整額の算定</p> <p>イ 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 損失率</p> <p>当社の託送約款等に定める値といたします。</p> <p>ハ 託送料金率</p> <p>(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。</p> <p>(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合</p> <p>当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。</p> <p>ニ 補正後平均市場価格</p> <p>1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> $\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの）}}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$ <p>といたします。）</p> <p>ホ 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円57銭を下回る場合</p> <p>市場価格調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>a 最終保障電力A</p>

変更前（令和5年4月1日実施）

1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 95 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 92 銭

b 最終保障電力B

1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 98 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 76 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 74 銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円57銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

変更後（令和6年1月1日実施）

1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 95 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 92 銭

b 最終保障電力B

1 キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 98 銭
	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 76 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 74 銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が4円57銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

へ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変更前（令和5年4月1日実施）

変更後（令和6年1月1日実施）

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の <u>3月の検針日</u> から <u>4月の検針日の前日</u> までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の <u>4月の検針日</u> から <u>5月の検針日の前日</u> までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の <u>5月の検針日</u> から <u>6月の検針日の前日</u> までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の <u>6月の検針日</u> から <u>7月の検針日の前日</u> までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の <u>7月の検針日</u> から <u>8月の検針日の前日</u> までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の <u>8月の検針日</u> から <u>9月の検針日の前日</u> までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の <u>9月の検針日</u> から <u>10月の検針日の前日</u> までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の <u>10月の検針日</u> から <u>11月の検針日の前日</u> までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の <u>11月の検針日</u> から <u>12月の検針日の前日</u> までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の <u>12月の検針日</u> から <u>翌年の1月の検針日の前日</u> までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の <u>1月の検針日</u> から <u>2月の検針日の前日</u> までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の <u>2月の検針日</u> から <u>3月の検針日の前日</u> までの期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の <u>3月1日</u> から <u>3月31日</u> までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の <u>4月1日</u> から <u>4月30日</u> までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の <u>5月1日</u> から <u>5月31日</u> までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の <u>6月1日</u> から <u>6月30日</u> までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の <u>7月1日</u> から <u>7月31日</u> までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の <u>8月1日</u> から <u>8月31日</u> までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の <u>9月1日</u> から <u>9月30日</u> までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の <u>10月1日</u> から <u>10月31日</u> までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の <u>11月1日</u> から <u>11月30日</u> までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の <u>12月1日</u> から <u>12月31日</u> までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の <u>1月1日</u> から <u>1月31日</u> までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の <u>2月1日</u> から <u>2月28日</u> までの期間 <u>（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u>

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率に別表3

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、15（最終保障電力A）(4)ロまたは16（最終保障電力B）(4)ロに定める料金率に別表3

変更前（令和5年4月1日実施）

（燃料費等調整）(1)イによって算定された燃料費等調整単価を差し引いたものまたは加えたものとしたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、(2)イ(ハ)により算定された燃料費調整単価、(3)イ(ハ)により算定された加重平均市場価格調整単価および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整単価により算定いたします。

ロ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、(2)イ(ホ)により算定された燃料費調整額、(3)イ(ホ)により算定された加重平均市場価格調整額および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整額により算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	89,500 円
--------	----------

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

変更後（令和6年1月1日実施）

（燃料費等調整）(1)イによって算定された燃料費等調整単価を差し引いたものまたは加えたものとしたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)ホによって算定された市場価格調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、(2)イ(ハ)により算定された燃料費調整単価、(3)イ(ハ)により算定された加重平均市場価格調整単価および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整単価により算定いたします。

ロ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、(2)イ(ホ)により算定された燃料費調整額、(3)イ(ホ)により算定された加重平均市場価格調整額および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整額により算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	89,500 円
--------	----------

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

変更前（令和5年4月1日実施）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ハ) aにより算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ハ) bにより算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 8 厘
	特別高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 3 厘

(3) 加重平均市場価格調整

イ 加重平均市場価格調整額の算定

(イ) 加重平均市場価格

a 1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

また、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta = 0.6760$$

$$\varepsilon = 0.3240$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b aによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。

変更後（令和6年1月1日実施）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ハ) aにより算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ハ) bにより算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 8 厘
	特別高压で電気の供給を受ける場合	18 銭 3 厘

(3) 加重平均市場価格調整

イ 加重平均市場価格調整額の算定

(イ) 加重平均市場価格

a 1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

また、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta = 0.6760$$

$$\varepsilon = 0.3240$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b aによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。

変更前（令和5年4月1日実施）

基準市場価格	23円94銭
--------	--------

- (ハ) 加重平均市場価格調整単価  
 加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、加重平均市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- a 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を下回る場合  
 加重平均市場価格調整単価 =  $(\text{基準市場価格} - \text{加重平均市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$
- b 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を上回る場合  
 加重平均市場価格調整単価 =  $(\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$
- (ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用  
 各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。  
 なお、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。
- (ホ) 加重平均市場価格調整額  
 加重平均市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された加重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。  
 なお、加重平均市場価格調整単価が(ハ) aにより算定される場合は、加重平均市場価格調整額を差し引くものとし、加重平均市場価格調整単価が(ハ) bにより算定される場合は、加重平均市場価格調整額を加えるものといたします。
- ロ 調整係数  
 調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で電気の供給を受ける場合	0.229
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.223

- (4) 離島ユニバーサルサービス調整  
 離島平均燃料価格、離島基準燃料価格、離島調整上限燃料価格、離島ユニバーサルサービス調整単価および離島ユニバーサルサービス調整額ならびに離島基準単価は、当社の託送約款等に定める離島ユニバーサルサービス調整によるものといたします。
- (5) 適用期間  
イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

変更後（令和6年1月1日実施）

基準市場価格	23円94銭
--------	--------

- (ハ) 加重平均市場価格調整単価  
 加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、加重平均市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- a 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を下回る場合  
 加重平均市場価格調整単価 =  $(\text{基準市場価格} - \text{加重平均市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$
- b 1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を上回る場合  
 加重平均市場価格調整単価 =  $(\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{ロの調整係数}$
- (ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用  
 各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。  
 なお、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。
- (ホ) 加重平均市場価格調整額  
 加重平均市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された加重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。  
 なお、加重平均市場価格調整単価が(ハ) aにより算定される場合は、加重平均市場価格調整額を差し引くものとし、加重平均市場価格調整単価が(ハ) bにより算定される場合は、加重平均市場価格調整額を加えるものといたします。
- ロ 調整係数  
 調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で電気の供給を受ける場合	0.229
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.223

- (4) 離島ユニバーサルサービス調整  
 離島平均燃料価格、離島基準燃料価格、離島調整上限燃料価格、離島ユニバーサルサービス調整単価および離島ユニバーサルサービス調整額ならびに離島基準単価は、当社の託送約款等に定める離島ユニバーサルサービス調整によるものといたします。
- (5) 適用期間  
 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変更前（令和5年4月1日実施）

平均燃料価格算定期間 加重平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 加重平均市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

変更後（令和6年1月1日実施）

平均燃料価格算定期間 加重平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 加重平均市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bまたは特別高圧で電気の供給を受ける最終保障電力Aもしくは最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといた



変更前（令和5年4月1日実施）

変更後（令和6年1月1日実施）

します。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(6) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、(2)イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(3)イ(イ)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、離島ユニバーサルサービス調整単価ならびに(1)イによって算定された燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(6) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、(2)イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(3)イ(イ)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、離島ユニバーサルサービス調整単価ならびに(1)イによって算定された燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

変更前（令和5年4月1日実施）	変更後（令和6年1月1日実施）
<p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>

以上